

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 45 号

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 6 年瀬戸市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>名古屋都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、<u>名古屋都市計画水野地区計画の区域内における建築物に関する制限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第 2 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示する<u>名古屋都市計画水野地区計画</u>(以下「地区計画」という。)の区域内において適用する。</p>	<p><u>瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、<u>瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物に関する制限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第 2 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 20 条第 1 項の規定により告示する<u>瀬戸都市計画水野地区計画</u>(以下「地区計画」という。)の区域内において適用する。</p>

(瀬戸都市計画塩草地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸都市計画塩草地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 0 年瀬戸市条例第 3 1 号) の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>名古屋都市計画塩草地区計画の区域内</u>における建築物の制限に関する条例 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。) 第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、<u>名古屋都市計画塩草地区計画の区域内</u>における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第 2 条 この条例は、都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 0 条第 1 項の規定により告示する<u>名古屋都市計画塩草地区計画</u> (以下「地区計画」という。) の区域内において適用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸都市計画塩草地区計画の区域内</u>における建築物の制限に関する条例 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。) 第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、<u>瀬戸都市計画塩草地区計画の区域内</u>における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第 2 条 この条例は、都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 0 条第 1 項の規定により告示する<u>瀬戸都市計画塩草地区計画</u> (以下「地区計画」という。) の区域内において適用する。</p>

(瀬戸都市計画山手地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 3 条 瀬戸都市計画山手地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 1 年瀬戸市条例第 4 3 号) の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p style="text-align: center;"><u>名古屋都市計画山手地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、<u>名古屋都市計画山手地区計画の区域内における建築物に関する制限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示する<u>名古屋都市計画山手地区計画</u>(以下「地区計画」という。)の区域内において適用する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸都市計画山手地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、<u>瀬戸都市計画山手地区計画の区域内における建築物に関する制限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示する<u>瀬戸都市計画山手地区計画</u>(以下「地区計画」という。)の区域内において適用する。</p>
---	--

(瀬戸都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成17年瀬戸市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、<u>名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物に関する制限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、<u>瀬戸都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物に関する制限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示する名古屋都市計画塩草西地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内において適用する。</p>	<p>(適用区域)</p> <p>第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示する瀬戸都市計画塩草西地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内において適用する。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。